

5 国道 43 号及び阪神高速道路

(1) 住民の動きと行政の対応

	住民の動き	行政の対応	備考
30年代			38.1 国道 43 号供用開始
40年代	44 阪神高速道路の都市計画決定を機に住民の反対運動高まる 46.12 国道 43号線公害対策尼崎連合会結成 47.8 阪神高速道路建設工事に住民が反対の座り込み 47.9 神戸地裁尼崎支部へ阪神高速道路大阪西宮線工事禁止仮処分を申請、翌年 5月却下	46.2 阪神間 3市、建設省、阪神高速道路公団等に対し、国道 43号の自動車公害対策に係る陳情開始。以後「国道 43号・阪神高速道路公害対策 3市連絡協議会」として毎年、国等へ対策の実施を要望	44.5 阪神高速道路大阪西宮線建設の都市計画決定 47.2 阪神高速道路工事着工
50年代	51.8 国道 43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件（以下この項で「国道 43号公害訴訟」という。）を提訴 54.8 尼崎市の仲介により、阪神高速道路公団が各種対策の実施を約束し、2,556日にわたる座り込みを解除 56.6 阪神高速道路の供用開始後も対策について、数年間、住民、公団、市との話し合い継続	51. 国道 43号の車線削減、緑地帯の設置等の公害対策を開始（国等） 53. 民家防音工事助成を開始（阪神高速道路公団） 56. 阪神高速道路の供用開始前後の環境変化を把握するため、総合的な環境調査を実施。以後、状況に応じて調査を継続（市及び県） 57.8 国道 43号が沿道整備道路の第 1号に指定（現在、整備計画は未策定） 59.2 民家防音工事助成の拡大 59.10 阪神高速道路のダブルデック部（武庫川町）に反響音対策実施	54.8 市の仲介により阪神高速道路の工事再開 55.5 大阪湾岸道路都市計画決定（建設省、内陸部の交通緩和の役割を強調） 55.5 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」公布 56.6 阪神高速道路供用開始 59. 阪神高速湾岸線開通前のアクセス道路の環境調査実施
60年 、 平成 20年	61.7 国道 43号公害訴訟神戸地裁判決で、過去の損害賠償が認められたが、将来の損害賠償と差し止め請求は却下。原告、被告とも判決を不服とし、同月大阪高裁に控訴 63.12 公害病認定患者と遺族が企業 9社と阪神高速道路公団を相手取り神戸地裁に提訴（以下この項で「尼崎公害訴訟」という。） 4.2 国道 43号公害訴訟大阪高裁判決、翌月原告、被告とも最高裁へ上告 4.12 国道 43号沿道住民兵庫県公害審査会に公害調停を申請 7.7 国道 43号公害訴訟の最高裁判決で騒音等による生活妨害が認容され国等に賠償責任、差止請求は棄却 8.10 国道 43号公害訴訟原告が二審結審後から震災までの損害賠償を求めて神戸地裁に再提訴 10.3 国道 43号公害訴訟和解 11.2 尼崎公害訴訟企業と和解 12.1 尼崎公害訴訟神戸地裁判決、翌月原告、被告ともに大阪高裁へ控訴 12.12 尼崎公害訴訟の原告団、国・阪神高速道路公団が和解 14.10 尼崎公害訴訟原告団、国の「和解条項不履行」を理由に公害等調整委員会にあっせん申し立て 15.6 尼崎公害訴訟原告団、国及び阪神高速道路公団とのあっせん成立	2.10 あまがさき快通環境プラン及び自動車公害防止計画を策定、国道 43号リニューアル作戦を提案 3.5 阪神高速道路公団が買収した残地に緑地が完成 4.10 道意町において反響音対策の試験施工完了 7.8 中央 5省庁による「国道 43号及び阪神高速神戸線に係る道路交通騒音対策」が公表される 7.11 国道 43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議において中間取りまとめ公表 8.5 阪神高速神戸線で新型遮音壁の設置、低騒音舗装等の工事開始（尼崎東～西ランプ間） 8.8 国道 43号の 3車線化、遮音壁の設置などの工事開始 9.7 阪神高速神戸線の裏面吸音板の工事開始 10.3 国道 43号・阪神高速神戸線の道路構造改善対策が概ね完了 13.10 阪神高速湾岸線に交通を転換する環境ロードプライシング試行開始 14.7 土壌脱硝施設のフィールド実験開始及び特種車両取締基地設置 16.2 阪神高速環境ロードプライシング社会実験実施 17.3 国道 43号の大型車の交通量低減に関する意向調査を実施 17.10 環境省が、自動車排出ガスが沿道住民へ与える健康影響について調査を実施（そらプロジェクト）。17年からは学童、18年からは幼児、19年からは成人を対象として調査 18.6 阪神高速環境ロードプライシング社会実験実施 19.7 国交省から警察庁へ、「国道 43号尼崎地域において大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否に関する検討について」を要請 20.7 警察庁から国交省へ、「国道 43号尼崎地域において大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否に関する検討について」を回答	6.4 阪神高速湾岸線の供用開始 7.1 震災により阪神高速神戸線が 1.17～2.24まで全面通行止、以降、通行規制が実施される 8.8 国道 43号、名神高速道路の交通規制全面解除 阪神高速神戸線全線開通

	住民の動き	行政の対応	備考
平成 21 年		21.4 阪神高速環境ロードプライシング試 行の拡充（割引率及び対象範囲拡大） 22.3 阪神高速環境ロードプライシング試 行の拡充（対象車種拡大）	

(2) 国道 43 号及び阪神高速道路に係る公害対策の現状

区分	項目	実施機関	内 容
道 路 対 策	緑地帯の設置	建設省（現国土交通省）	国道 43 号の上下 10 車線を 8 車線に削減し、幅約 5m の盛土形式の緑地帯を設置（昭和 50～56 年度） 国道 43 号の上下 8 車線を 6 車線に削減し、幅約 7m の盛土形式の緑地帯を設置（平成 9 年度）
	環境防災緑地の整備	建設省	沿道 1 列目で木造住宅及び倒壊した RC 住宅の敷地並びに建物の存在しない敷地を要望がある場合に買い取り、環境防災緑地として整備する。（平成 8 年度～）
	遮音壁の設置	建設省	国道 43 号の橋梁部、高架橋部分の側壁（高さ 0.5m）の上に高さ 1.5m の遮音壁を設置 57～元年度高さ 2.5m（合計 3m）へ改造 原則として交差点や沿道出入口を除く国道 43 号の車道端に遮音壁を設置（平成 9 年度）
	遮音壁の設置	阪神高速道路公団	大阪西宮線については、既供用部よりも 1m 高い 3m の遮音壁（吸音タイプ）を設置 尼崎集約料金所付近には、城内小学校への影響軽減のため、高さ 5.4m のひさし型遮音壁を設置（昭和 56 年度） 沿道に高層住宅がある地点においては、7m の高遮音壁を設置その他の地点においては新型遮音壁を設置（平成 8 年度）
	環境施設帯の設置	阪神高速道路公団	高速道路が直接民家に接している地域について、道路端から幅 20m の環境施設帯を設置 武庫川町 2,3,4 丁目、東本町 1,2 丁目（昭和 56～59 年度）
	高架裏面反響音対策	阪神高速道路公団	武庫川町のダブルデッキ区間の西行床版の裏面に吸音マットを設置 458m（昭和 59 年度） 道意町（蓬川橋）付近の遮音壁が設置されている区間を対象に反響音対策の試験施工実施（平成 3,4 年度） 国道 43 号の遮音壁設置部分に相当する床版に裏面吸音板を設置（平成 9 年度）
	低騒音舗装の敷設	阪神高速道路公団	阪神高速神戸線の全線にわたって低騒音舗装を実施（平成 8 年度）
	ジョイント部の改良	阪神高速道路公団	連続桁の採用、既設桁の連結（平成 8 年度）
	土壌を用いた大気浄化実験施設の設置	国土交通省	尼崎市西向島（平成 14 年度）
	光触媒による実験	国土交通省	尼崎市域（平成 13,14 年度）
	アクティブ遮音壁（ASE 遮音壁）の設置	国土交通省	尼崎市西本町（平成 17 年度）
	縦型アクティブ遮音壁（SSE）	国土交通省	尼崎市西本町（平成 17 年度）

区分	項目	実施機関	内 容
交 通 規 制	速度規制の強化	県警	昭和 48 年度 60 km/h 50 km/h 平成元年度 50 km/h 40 km/h
	信号の系統化	県警	交通流をスムーズにし、車の流れを規制速度に誘導
	無人速度取締装置の設置	県警	速度違反を監視し、取り締まるため、国道 43 号に自動速度監視装置（オビス）を設置 武庫川町 1 丁目、西本町 4 丁目（昭和 54・56 年度）
	高速道路の無人速度取締装置の設置	阪神高速道路公団	規制速度を遵守するよう、阪神高速道路に設置 武庫川町、南竹谷町（昭和 56 年度）
	夜間の走行車線規制	県警	国道 43 号の外側 2 車線ずつを自転車専用とし、自動車の通行を禁止（昭和 57 年 3 月から 22～6 時）。平成 10 年 4 月から、3 車線となった道路に二輪専用通行帯（外側）と大型貨物自動車等（内側）を対象とした通行帯規制を実施。
	特種車両取締まり基地の建設	国土交通省	尼崎市西向島（平成 13 年度）
沿 道 対 策	特定建築物に関する措置	尼崎市	国道 43 号の沿道で、賃貸や分譲の目的で集合住宅を建てる場合、防音対策等を義務づけ（昭和 53 年度～）
	二宮地区住環境整備事業	尼崎市	西本町 5.6 丁目の二宮地区について、住環境整備事業の中に沿道環境整備を取り入れ、グリーンパルト・防音装置等の対策を実施昭和 57 年度一期工事 40 戸、昭和 59 年度二期工事 35 戸
	沿道環境整備事業	兵庫県、尼崎市	幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、国道 43 号の兵庫県下全線が整備道路に指定された（昭和 57 年 8 月）
	沿道緑化	阪神高速路公団	阪神高速道路公団が所有している買収残地を活用した沿道環境整備緑地を設置 東本町 2 丁目他計 6 地区（平成 3 年 5 月）
	沿道地区計画の策定	尼崎市	道意地区（平成 13 年度）、竹谷地区（平成 14 年度）、開明地区（平成 15 年度）、城内地区（同）、武庫川・元浜地区（同）
被 害 救 済	小学校の校舎の防音化	阪神高速道路公団	国道 43 号の沿道に立地する小学校の校舎及び体育館の防音化と換気装置の設置 西小学校・明城小学校（旧城内小学校）（昭和 47～49 年度）
	民家防音工事助成	阪神高速道路公団	夜間の自動車騒音（実測値、計算値とも）65 デシベル以上の住居について防音工事の助成等また、昭和 60 年度から 60 デシベル対策を実施 昭和 53～13 年度 2,011 戸 震災で全・半壊した住宅（防音工事助成済の住宅）の空調機器の復旧工事に対し特別措置（申込期間平成 8 年 1 月から平成 9 年 3 月）。
	電波障害対策	阪神高速道路公団	阪神高速道路の高架によるテレビの受信障害に対し、共同アンテナ化により改善約 3,100 戸（昭和 49 年度～）
	日照障害補償	阪神高速路公団	阪神高速道路の高架による日照障害に対し、暖房費・照明費・乾燥費等を一括補償 134 戸（昭和 55 年度）

区分	項目	実施機関	内 容
調 査 等	健康調査の実施	兵庫県	尼崎市・西宮市・芦屋市の沿道住民 600 人を対象に健康調査を実施 西本町 4,5 丁目、西桜木町、東桜木町
		環境省	西宮市・芦屋市において、沿道住民 800 人を対象に健康調査を実施（昭和 50 年度）
			自動車排出ガスが沿道住民へ与える健康影響について調査「そらプロジェクト」を実施。平成 17 年からは学童、平成 18 年からは幼児、平成 19 年からは成人を対象として調査（平成 17～22 年度予定）
	沿道整備の基礎調査	尼崎市	沿道全域の都市改造を含む沿道環境整備の構想作成のための基礎調査を実施（昭和 52 年度、53 年度、55 年度）
	環境監視網の整備	尼崎市	自動車排出ガス測定所設置（武庫川町 1 丁目） 自動車騒音測定所設置（南竹谷町 2 丁目） 自動車交通量測定所設置（道意町 4 丁目） 昭和 49 年度（騒音測定所は平成 5 年 4 月に、交通量測定所は平成 5 年 1 月に武庫川町 1 丁目に移設）
		建設省	自動車排出ガス・騒音等測定所設置（西本町 5 丁目）
		環境省 国土交通省	大気観測局設置（東本町交差点）（平成 13 年度）
		国土交通省	大気観測局設置（五号橋交差点）（平成 13 年度）
	高速道路の自動車排出ガス測定装置の設置	阪神高速道路公園	元浜公園、西本町子ども広場（平成 8 年 3 月に城内小学校から移設）
	高速道路開通前後の騒音等の実態調査	尼崎市	阪神高速開通前後の沿道の環境変化を把握するため、騒音、振動、交通量の調査を実施（昭和 55 年 6 月～57 年 11 月） 武庫川町、道意町、西本町、東本町
騒音等実態調査の実施	兵庫県 尼崎市 その他関係機関	阪神高速道路、国道 43 号の騒音及び交通量について、昭和 56 年度から関係機関と合同調査を実施	
沿道の窒素酸化物濃度調査	尼崎市、西宮市、芦屋市	簡易測定法により国道 43 号沿道の窒素酸化物濃度を測定（昭和 62 年度～）	